

競技会（イベント）実施に向けた感染拡大防止ガイドライン

日本国際テコンドー協会

はじめに

本ガイドラインは、公益財団法人日本スポーツ協会の感染拡大予防ガイドラインを参考にしており、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

本ガイドラインではテコンドーの特性を踏まえて考慮しておかなければならない項目を示しました。道場および地域を超えた競技会（イベントを含む）を開催するにあたり、開催種目、参加規模、観客の有無、交通アクセス、宿泊といった状況を考慮しながら、本ガイドラインを基本として感染拡大予防の対策を講じ、各主催者が関係するすべての方々の安心安全を実現できる競技会の実施方法を適切に定めていくようご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【目次】

1. 競技会開催に当たっての基本的考え方について
 - 1) 利用施設との連携・開催可否の判断
 - 2) その他必要に応じ主催者が判断すること
 - 3) テコンドーの競技特性
 - 4) 感染拡大防止の指針

2. 競技会開催に向けた感染防止策

- 1) 参加募集時（要項配布時）
- 2) 参加受付時の留意事項
- 3) 参加者への対応
- 4) 主催者が準備等すべき事項
- 5) 参加者が取り組むこと
- 6) 参加者が運動を行う際の留意点
- 7) 競技会運営におけるその他の留意事項

3. 危機管理体制

4. その他

1. 競技会開催に当たっての基本的考え方について

公益財団法人日本スポーツ協会の示すガイドラインに基づき、開催地の都道府県の方針に従うことが大前提です。開催地や各施設が定めた利用者ガイドラインを遵守しながら、実施形態を考慮して参加者（以下、「参加者」とは選手、指導者、審判員、運営・スタッフなど、いなければ成立しない、競技会に直接関わる者を指す。施設管理者は除く。）への徹底した感染症拡大予防の協力を求めます。

競技会の規模は、参加人数や参加対象者の地域（全国・地方・都道府県・都道府県内地域・市町村、道場等）が大きく関わります。また参加者のみならず観客の有無等も開催要件となります。これらを踏まえ、主催者が判断していくことが求められます。

（※）感染が拡大している状況下においては、基本的には観客を動員しないことを前提とし、大会に出場しない道場生および選手家族の入場も制限することを求めます。ただし、少年部の場合は引率や緊急時対応の観点から、1世帯につき保護者1名まで入場可能にするなど、諸々の状況の変化を考慮し、規定を定めてください。

1) 利用施設との連携・開催可否の判断

利用施設のガイドラインに沿って、競技会の日程、参加者数などを適切に定め、参加者の安全を第一に運営計画を立案してください。施設を通じ、開催地の自治体の対策実施内容や、救急医療体制などの情報を収集し、競技会の開催、規模縮小、延期、中止等の判断を行ってください。

2) その他必要に応じ主催者が判断すること

競技会を開催する場合、参加制限の有無・規模・無観客の判断など開催するための条件を明確にしておく必要があります。ただし、日々変わる感染状況や、開催される自治体が政府から特別警戒指定を受けるなど、開催を決めていても延期や中止などの判断を迫られることも考えられます。参加者が混乱することのないよう、主催者はあらかじめ対策段階により判断基準を設けておくことが必要です。競技会開催の3ヶ月前、2ヶ月前、1ヶ月前を起点として都度判断できる体制を整えてください。さらに、開催期間中に感染者が出た場合など、その対応策について示しておく必要があります。

3) テコンドーの競技特性

公益財団法人日本スポーツ協会の示すガイドラインを基本とし、テコンドーの競技特性を考慮した取り組みを考える必要があります。トウル競技においては、個人が身体操作することが基本となっているため、感染症対策における「3つの密を避ける」「身体的距離の確保」「他者との接触を避ける」を実現することは基本的に可能であると考えますが、強い呼気を伴うこと、2名同時に行うこと、選手と審判員が対面すること、等を考慮する必要があります。マッソギ競技においては、対戦する2名が対面で競技することになり、主審が試合をコート内でコントロールする必要があります。1ラウンド2分以内、適切な距離を保ちながら手足（防具面）を用いた打撃による攻防、基本的には身体面の接触禁止、という競技特性があります。競技会開催に当たり、国や都道府県の方針や要請に従うことが大前提ではありますが、これらの競技特性を理解し、徹底した感染防止策を施し、関係各所の理解が得ることが不可欠となります。

4) 感染拡大防止の指針

身体活動を伴うテコンドー競技会では、参加者は所定の用具やコートを共有して使用します。競技者は、マツギ競技では個人所有の防具を用い、その他の競技では用具を使用しません。審判員およびスタッフは、競技運営に必要な備品（旗、ジャッジペーパー、記録用紙、筆記用具等）を共有して使用します。いくつかの指針では、共有用具を利用した後に都度消毒が奨励されていますが、例えば試合ごとにコートを都度消毒することはその活動において非効率であり、安全な利用に支障をきたす可能性も生じると考えます。そのため、競技会においては、用具の都度消毒よりも、参加者から感染者や感染の疑いのある者を可能な限り排除することに主眼を置き、参加者自身が事前の体調管理および使用する用具の消毒を徹底することを感染拡大防止対策の柱としていきます。

主催者は、上記の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、可能であればチェックリスト化（※）し、適切な場所（受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、競技会の主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。各競技会の特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（※）サンプルとして、チェックリスト、各大会用の感染対策ガイドラインを作成しています。各イベントの条件に合わせてご利用ください。

2. 競技会開催に向けた感染防止策

1) 参加募集時(要項配布時)

参加募集に際し、開催要項や連絡事項として、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めます。これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、競技会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。また、感染拡大の状況によっては開催を延期または中止する場合もあることを明記します。

① 競技会開催前の2週間における検温および体調管理を義務付けること

(開催前2週間における以下の事項の有無を確認し、該当する場合は参加の見合わせを求める)

- 平熱を超える発熱、または37.5度以上の発熱
- 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ②マスクを持参し、適切な方法で常時着用すること（競技中の着用有無については別途規定すること）
- ③厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り
組まれ
ている通知サービスを活用すること
- ④こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ⑤他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること
- ⑥更衣室等、狭い空間や密室に近い状況では原則会話はしないこと
- ⑦大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑧握手、ハイタッチ、ハグなどは行わないこと
- ⑨試合用具（メンホー、防具、帯等を含む）、持ち物、飲食物等を他人と共有しないこと
- ⑩客席を利用する際は、隣の人と最低1席以上空けて利用すること
- ⑪大会参加にあたり、各交通機関を利用する際や移動中も感染予防に努めること
- ⑫感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑬競技会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに
濃厚接触者の有無等について報告すること

2）当日の参加受付時の留意事項

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること

②参加料等の徴収は事前振込等で行い、可能であればインターネット等を使った電子的な受付を行う

など、受付場所での書面の記入や現金授受を極力避けること

③人と人が対面する場所は、可能であればアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること

④参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行ったり、受付時にスタッフの配置、動線をあ

らかじめ定めるなど、密とならない工夫をすること

⑤入館者全員に体温計（可能であれば非接触型）による検温を行い、発熱や軽度であっても咳・咽頭

痛な

どの症状がある人は入場しないようにし、「本人確認および体調確認ができる書類等」の提出を義務

付けること

（本人確認および体調確認の項目）

・氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号） ※個人情報の取扱いに十分注意する

・利用当日の体温

・大会前2週間における体調管理のチェック項目（前述記載）

3) 参加者への対応

①体調の確認

・主催者は競技会当日に、参加者に「本人確認および体調確認ができる書類等」の提出を求めること

・主催者は参加者の健康管理に十分配慮し、参加者に日常生活から健康管理と感染防止策の啓発に

努め、感染防止に関する最新情報の提供に努めてもらうこと

②マスク等の準備および確認(※)

- ・参加者がマスクを準備、着用しているか確認すること
- ・審判員はマスク着用に加え、フェイスシールドを着用しているか確認すること
- ・マスクは正しい方法で着用すること(飛沫透過率は不織布<布<ウレタンの順で高くなります)

競技中のマスク着用を任意とする場合

- ・マスクを外すのは試合直前とし、試合終了後に速やかに着用すること
- ・マスクケースを準備し、競技者がマスクの脱着ができるよう所定の位置を設けること

③競技会参加前後の留意事項

- ・競技会前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- ・競技会前後での懇親会の開催を控えること

※運動強度が高いと考えられる場合には、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に

悪影

響を与える可能性があることを踏まえる必要があります。また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。厚生労働省から『『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント』が示されておりますので、そちらも参考にしてください。息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知することが大切です。

4) 主催者が準備等すべき事項

①手洗い場所

主催者は、参加者が競技会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い

場所

を確保することが必要です。また、手洗いは30秒以上行うことを表示または周知します。

- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

②更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペース

更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意す

ることが必要です。また、感染リスクが高まる「5つの場面」の1つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされています。主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ・広さには可能な限りゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）また、休憩・待機スペースでは、対面で食事や会話をしないように促すこと。

- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じること。
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- 入退室の前後での手洗いを促すこと。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。）

③洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

主催

者は、参加者が利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められま

す。 ・トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）に

ついては、こまめに消毒すること。

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示または周知すること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、人数制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

④飲食物の提供時

主催者は、運動時の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが

求め

られます。

- ・参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ・食事を提供する際は、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、人数制限を行うこと。

⑤観客の管理

有観客開催する場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を

減らすなどの対応をとることが求められます。また、感染リスクを下げるために、マスクの着用を義務付け、大声での声援を送らないこと等の留意事項を周知することが必要です。さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うことが必要です。客席では座席を一席以上空けることが必要です。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布又は販売し、マスク着用率100%を担保すること、大声を出す者がいた場合は個別に注意等を実施することが推奨されます。

⑥会場

換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適

切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。また、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすることや、乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿することが推奨されます。加えて、必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持することも望ましいです。（※）スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

⑦ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスク

や手袋

を着用することが求められます。また、マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗うか、手

指消毒薬を使用するかのいずれかを行うことが必要です。

⑧ スタッフの管理等

主催者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施するこ
とが求められます。

- ・発熱又は風邪等の症状が見られるスタッフについては、準備段階から参加を自粛すること。
- ・衣類はこまめに洗濯すること。
- ・事務作業等を行う場合は、業務に支障のない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討するこ
と。
- ・会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

5) 参加者が取り組むこと

① 体調管理の徹底

- ・参加者は本ガイドラインに基づき、日常の体調管理を適切に行い、「本人確認および体調確認がで
きる書類等」を主催者に提出すること。
- ・参加者は競技会に参加する前に、自身の体調が良くないと感じた場合、あるいは競技会の2週
間前に
体調管理のチェック項目に該当する症状があった場合、速やかに参加中止を判断し、主催者に申
し出ること。

- ・参加者は日ごろから感染防止に関する正しい情報を確認し、感染拡大防止のため、自身について偽りのない情報を提供できる環境を構築すること。
- ②体調管理の徹底マスクおよびマスクケースを持参し、常時着用すること（予備も持参すること）。

※競技中のマスク着用については主催者の指示に従うこと。
- ③厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれ

ている通知サービスを活用すること。
- ④こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑤他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。

※会場内では必要なエリア以外の移動を控えること。
- ⑥イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑦更衣室等、狭い空間や密室に近い状況では原則会話はしないこと。
- ⑧大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑨握手、ハイタッチ、ハグなどは行わないこと。
- ⑩試合用具、持ち物、飲食物等を他人と共有しないこと。

参加者は、持ち込み品を最小限にとどめ、事前消毒など衛生管理を徹底し、放置したり、他の参加者が使用する事などが無いようにすること。
- ⑪客席を利用する際は、隣の人と最低1席以上空けて利用すること。
- ⑫大会参加にあたり、各交通機関を利用する際や移動中も感染予防に努めること。

⑬感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。

⑭イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚

接触者の有無等について報告すること。

⑮イベントの前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること。

⑯イベント前後での懇親会の開催を控えること。

6) 参加者が運動を行う際の留意点

主催者は、各競技別のガイドラインを参照し、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守す

べき内容を周知・徹底することが求められます。

①十分な距離の確保

練習していない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。

※強度が高い運動やトウルを行う場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

②位置取り

練習時は可能であれば対面を避け、並行した位置あるいは斜め後方に位置取ること。

③周囲を確認し飛沫の飛散に注意すること。

④タオル、防具等の共用はしないこと。

⑤飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えること。食事を提供された場合は、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

⑥飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。(ゴミを出さずに持ち帰ること)

7) 競技会運営におけるその他の留意事項

- ①審判員は座席に適切な距離をとり、密を避ける配置を行ってください。
- ②トウル競技においては呼気が強いため、選手間および選手・審判間は十分な距離をとり、審判員はマスクを着用に加えてフェイスシールドを着用してください。また、状況に応じて、競技中のマスク着用、1人ずつの試技、呼気を控えるなどの対策を講じてください。
- ③運営スタッフは、競技会運営に関わる指定業者、中継関係者等も同様の対策を行ってください。特に清掃、消毒等に関わる業務については、利用施設と連携を図り、適切な人員配置や用具資材の準備を行い、自らの感染予防にも努めて下さい。
- ④個人の持ち込んだ競技備品の管理を心がけてください。
- ⑤入場口での密を避けるなど招集や誘導等の対策をとってください。
- ⑥アップエリアは指定の場所を設け、十分な間隔を確保し、時間指定をするなど、密にならないようにしてください。
- ⑦競技前に選手同士での円陣を組んでの声かけ等を行わないなど、選手送り出し時の密の状況を回避してください。また、タオル受け渡しにも留意してください。
- ⑧団体競技練習時に、大きな声を出しての「声かけ」や「カウントとり」は極力避けてください。
- ⑨競技エリアへの入場者は、必要最小限の審判員を除き、競技を行う選手とそのコーチ（マツノギ競技）のみとします。
- ⑩競技運営に必要な備品類は定期的に消毒をおこなってください。
- ⑪撮影エリアを設ける場合、最小人数で十分な距離が取れるようにしてください。

⑫ミーティングや挨拶等を行う際は拡声機器（マイク）を使用し、飛沫拡散防止の措置をとってください。

⑬近距離での発声や身体接触が伴う運動は極力避けてください。

⑭マツギ練習においては最小限の人数で行い、マスク着用や選手間での接触後の消毒を徹底してください。

3. 危機管理体制

感染症感染者、あるいはその疑いのある者の入場を防ぐことを徹底的に実行することが前提ですが、競技会開催期間内に万が一、感染者が出るなど緊急事態が生じた場合、次の処置をとる必要があります。また、緊急事態時の連絡体制を明確に確立しておく必要もあります。

1) 記録管理

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書類等は、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくことが必要です。また、イベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

2) 連絡体制の整備

感染者がイベントに参加したことが明らかになった場合、主催者は速やかに開催中止を指示し、施設管理者、開催地の管轄保健所、協会事務局、関連する団体責任者（都道府県および市区町村の連盟等）に連絡する必要があります。また、参加者全員に報告し、保健所の指示により、消毒や自宅待機などの処置を施す必要があります。

（※）参加者に感染者が出た場合、感染者の人権が守られるように配慮し、早期回復に向けた取り

組みを促す必要があります。

4. その他

- 1) 協会事務局と連携をとり、本ガイドラインの見直しを図っていく必要があります。
- 2) 本ガイドラインの適用期間は、次に示す関連情報の更新版が提要されるまでとします。

【関連情報】

内閣官房ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策）

<https://corona.go.jp/>

文部科学省 スポーツ文化に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00019.html

スポーツ庁 新型コロナウイルス感染対策スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツイベント再開に向けたガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>